

令和6年1月臨時会

厚生委員会資料  
(市民生活部)



秋田市手数料条例新旧対照表

改 正 案			現 行		
第1条～第9条 (略) 別表第1 戸籍等関係手数料 (第2条関係)			第1条～第9条 (略) 別表第1 戸籍等関係手数料 (第2条関係)		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額
(1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項もしくは第10条の2第1項もしくは第3項から第5項までもしくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本もしくは抄本の交付又は同法第120条第1項、 <u>第120条の2第1項</u> もしくは第126条の規定に基づく <u>戸籍証明書</u> の交付	戸籍の謄抄本等交付手数料	1通につき450円(多機能端末機(秋田市印鑑条例(昭和50年秋田市条例第49号)第13条第2項に規定する多機能端末機をいう。以下同じ。)により交付する場合には、1通につき350円)	(1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項もしくは第10条の2第1項もしくは第3項から第5項までもしくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本もしくは抄本の交付又は同法第120条第1項もしくは第126条の規定に基づく <u>磁気ディスク</u> をもって調製された <u>戸籍に記録されている事項の全部</u> もしくは <u>一部を証明した書面</u> の交付	戸籍の謄抄本等交付手数料	1通につき450円(多機能端末機(秋田市印鑑条例(昭和50年秋田市条例第49号)第13条第2項に規定する多機能端末機をいう。以下同じ。)により交付する場合には、1通につき350円)
(2) (略)			(2) (略)		
(2)の2 <u>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号</u> の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この号および第4号の2において同じ。))により <u>戸籍電子証明書提供用識別符号</u> の発行を行う場合(当該発行に係る <u>戸籍電子証明書</u> の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行および <u>戸籍電子証明書提供用識別符号</u> の発行に係る <u>戸籍電子証</u>	<u>戸籍電子証明書提供用識別符号</u> 発行手数料	<u>戸籍電子証明書提供用識別符号</u> 1件につき400円			

<u>明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本もしくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</u>					
(3) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項もしくは第10条の2第1項もしくは第3項から第5項までの規定もしくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本もしくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項もしくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	除かれた戸籍の謄抄本等交付手数料	1通につき 750円	(3) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項もしくは第10条の2第1項もしくは第3項から第5項までの規定もしくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本もしくは抄本の交付又は同法第120条第1項もしくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面の交付	除かれた戸籍の謄抄本等交付手数料	1通につき 750円
(4) (略)			(4) (略)		
(4)の2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行および除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本もしくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円			
(5) 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用す	届出等の受理又は届書	1通につき 350円（婚	(5) 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用す	届出等の受理の証明書	1通につき 350円（婚

<p>る場合を含む。)の規定に基づく届出もしくは申請の受理の証明書の交付、<u>同法第48条第2項</u>（同法第117条において準用する場合を含む。）もしくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は<u>同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報</u>の内容の証明書の交付</p>	<p><u>等情報の内容の証明書</u>の交付手数料</p>	<p>姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合には、1通につき1,400円)</p>	<p>る場合を含む。)の規定に基づく届出もしくは申請の受理の証明書の交付又は<u>同法第48条第2項</u>（同法第117条において準用する場合を含む。）もしくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付</p>	<p>交付手数料</p>	<p>姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合には、1通につき1,400円)</p>
<p>(6) 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は<u>同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報</u>の内容を表示したものを閲覧に供する事務</p>	<p>届書等又は<u>届書等情報</u>の内容を表示したものの閲覧手数料</p>	<p>書類又は<u>届書等情報</u>の内容を表示したものの1件につき350円</p>	<p>(6) 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務</p>	<p>届書等の閲覧手数料</p>	<p>書類1件につき350円</p>
<p>(7)～(21) (略)</p>			<p>(7)～(21) (略)</p>		
<p>以下 (略)</p>			<p>以下 (略)</p>		

## 秋田市手数料条例の一部改正について

### 1 改正理由

戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、本籍地の市区町村以外の市区町村でも戸籍証明書等の交付（以下、「広域交付」という。）が可能となり、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行が令和6年3月1日に開始されることから、手数料条例を一部改正しようとするものである。

### 2 主な改正内容

#### (1) 戸籍証明書等の広域交付（規定の追加）

本人や父母等の戸籍証明書等の交付請求が、本籍地以外の市区町村の窓口でも可能となる。

ア 戸籍は1通につき450円（現行の戸籍謄本等と同額）

イ 除籍は1通につき750円（現行の除籍謄本等と同額）

#### (2) 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行（新規）

住民が、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号を行政機関に提出することにより、戸籍証明書等の提出を省略することが可能となる。

ア 戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料は1件につき400円

イ 除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料は1件につき700円

※いずれも「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」（平成12年政令第16号）に定められた金額

#### (3) 届書等情報内容証明書の交付等（規定の追加）

電子化された届書等情報の内容の証明書の交付又は閲覧が可能となる。

ア 交付は1通につき350円（現行の証明書の交付と同額）

イ 閲覧は1件につき350円（現行の届書等の閲覧と同額）

### 3 施行期日

令和6年3月1日